

○島根県指定金融機関等の名称等

(平成 16 年 1 月 27 日島根県告示第 67 号)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 168 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に基づき指定する島根県指定金融機関、島根県指定代理金融機関及び島根県収納代理金融機関の名称及び事務を取り扱う店舗並びに取り扱う事務の範囲は次のとおりとし、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

島根県指定金融機関等の名称等(昭和 57 年島根県告示第 450 号)は、廃止する。

1 指定金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
株式会社山陰合同銀行	日本国内に所在する本店、支店、出張所及び代理店	県の公金の収納及び支払の事務

2 指定代理金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
島根県農業協同組合	島根県内に所在する本店、支店及び出張所	<p>(1) 県の公金の収納事務</p> <p>(2) 農業諸施策経費(支出科目が農業費、畜産業費又は農地費であるものに限る。)の支払事務で本庁払に係るもの</p> <p>(3) 次に掲げる地域に住所を有する債権者に対する支払事務(支払方法が送金支払であるものに限る。)</p> <p>ア 松江市(上大野町、大野町、魚瀬町、島根町及び八雲町の区域に限る。)</p> <p>イ 浜田市(金城町、旭町来尾、旭町都川、旭町市木及び弥栄町の区域に限る。)</p> <p>ウ 出雲市(船津町、上島町、西谷町、稗原町、野尻町、宇那手町、馬木町、朝山町、所原町、見々久町、乙立町、佐田町及び多伎町の区域に限る。)</p> <p>エ 益田市(馬谷町、波田町、下波田町、長沢町、美濃地町、有田町、上黒谷町、桂平町、黒周町、柏原町、愛栄町、戸田町、小浜町、喜阿弥町、飯浦町、美都町及び匹見町の区域に限る。)</p> <p>オ 大田市(富山町、山口町、三瓶町池田、三瓶町志学、三瓶町多根、三瓶町小屋原、三瓶町上山、三瓶町野城、水上町、大森町、祖式町、大屋町及び大代町の区域に限る。)</p> <p>カ 安来市(広瀬町下山佐、広瀬町上山佐、広瀬町奥田原、広瀬町西谷、広瀬町西比田、広瀬町東比田、広瀬町梶福留及び伯太町の区域に限る。)</p> <p>キ 江津市(波積町本郷、波積町南、波積町北及び桜江町の区域に限る。)</p> <p>ク 雲南市(木次町湯村、木次町平田、木次町北原、三刀屋町神代、三刀屋町六重、三刀屋町中野、三刀屋町須所、三刀屋町坂本、吉田町曾木、吉田町上山、吉田町深野及び吉田町川手の区域に限る。)</p> <p>ケ 仁多郡奥出雲町(上阿井、下阿井、大馬木及び小馬木の区域に限る。)</p> <p>コ 飯石郡飯南町(八神、獅子、志津見及び角井の区域に限る。)</p> <p>サ 邑智郡美郷町(酒谷、九日市、片山、千原、石原及び熊見の区域に限る。)</p> <p>シ 鹿足郡津和野町(中山、長福、豊稼、中川、山下、中曾野、吹野、邑輝、部栄、内美、田二穂、高峰及び名賀の区域に限る。)及び吉賀町(柿木村の区域に限る。)</p> <p>ス 隠岐郡知夫村及び隠岐の島町(元屋、中村、湊、西村、伊後、布施、卯敷、飯美、那久路、小路、郡、山田、苗代田、南方、北方、代、久見、都万、那久、油井、蔵田、津戸及び蛸木の区域に限る。)</p>

3 収納代理金融機関

名 称	事務取扱店舗	事務取扱範囲
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所	県の公金の収納事務
株式会社鳥取銀行		
株式会社山口銀行		
株式会社島根銀行		
米子信用金庫		
西中国信用金庫		
中国労働金庫		
しまね信用金庫	島根県内に所在する本店又は本所及び支店又は支所	
日本海信用金庫		
島根中央信用金庫		
島根益田信用組合		
JFしまね漁業協同組合		
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所並びに郵便局	
楽天銀行株式会社	日本国内に所在する本店及び支店	

改正文(平成 16 年告示第 595 号)抄
平成 16 年 5 月 14 日から適用する。
改正文(平成 16 年告示第 1021 号)抄
平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
改正文(平成 16 年告示第 1204 号)抄
平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 342 号)抄
平成 17 年 3 月 31 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 731 号)抄
平成 17 年 9 月 25 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 1292 号)抄
平成 18 年 1 月 4 日から施行する。
改正文(平成 18 年告示第 705 号)抄
平成 18 年 6 月 23 日から施行する。
改正文(平成 19 年告示第 15 号)抄
平成 19 年 1 月 9 日から施行する。
改正文(平成 20 年告示第 724 号)抄
平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
改正文(平成 23 年告示第 562 号)抄
平成 23 年 8 月 12 日から施行する。
改正文(平成 27 年告示第 138 号)抄
平成 27 年 3 月 2 日から施行する。
改正文(令和 2 年告示第 108 号)抄
令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
改正文(令和 7 年告示第 108 号)抄
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正文(平成 16 年告示第 905 号)抄
平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
改正文(平成 16 年告示第 1070 号)抄
平成 16 年 11 月 1 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 182 号)抄
平成 17 年 3 月 22 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 432 号)抄
平成 17 年 3 月 31 日から施行する。
改正文(平成 17 年告示第 773 号)抄
平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
改正文(平成 18 年告示第 373 号)抄
平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
改正文(平成 18 年告示第 1041 号)抄
平成 18 年 11 月 14 日から施行する。
改正文(平成 19 年告示第 797 号)抄
平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
改正文(平成 21 年告示第 532 号)抄
平成 21 年 8 月 22 日から施行する。
改正文(平成 26 年告示第 653 号)抄
平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
改正文(平成 27 年告示第 729 号)抄
平成 27 年 11 月 2 日から施行する。
改正文(令和 6 年告示第 729 号)抄
令和 7 年 4 月 1 日から施行する。